

藤枝市都市交流促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民の主体的な交流を促進し、産業、文化、スポーツ等を振興するため、都市交流促進事業を実施する市内団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「都市交流促進事業」とは、藤枝市以外の日本国内外の都市の団体と行う交流であって、次に掲げるものをいう。

- ・ 文化交流
- ・ スポーツ交流
- ・ 姉妹・友好都市交流
- ・ 経済交流
- ・ その他市長が認める交流

2 この要綱において「市内団体」とは、藤枝市内を活動の拠点とする団体であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ・ 交流を目的として、自主的に結成された団体
- ・ 農業協同組合、商工会議所等の産業経済団体
- ・ 文化又はスポーツの振興を目的とする団体
- ・ その他市長が認める団体

(補助の対象及び額)

第3条 補助の対象及び補助額は、別表に定めるとおりとする。（補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てた額とする。）

2 第1項に規定する補助の対象経費が、市から別に補助金等を受けている場合は、この要綱に基づく補助金を交付しない。

(交付の申請及び概算払の承認申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市内団体は（以下「補助事業者」という。）は次に掲げる書類を補助事業に着手する日から起算して10日前（ただし、市長が特に認める場合にあっては、この限りでない。）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）

- (3) 収支予算書（第 3 号様式）
- (4) 団体概要（第 5 号様式）
- (5) 構成員の名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 概算払の承認の申請をしようとする場合は、前項に掲げる書類のほか、資金状況調べ（第 4 号様式）を交付申請の際併せて提出しなければならない。

（交付の決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る事業（以下「補助事業」という。）の目的及び内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第 6 号様式）により通知する。

（交付の条件）

第 6 条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- ・ 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、補助対象経費の総額の 20 % 以内の変更である場合は、その限りでない。
 - ・ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
 - (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5 年間保管しなければならないこと。
 - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

（変更等の承認申請）

第 7 条 補助事業者は、補助事業の変更承認を受けようとする場合は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 変更承認申請書（第 7 号様式）
- (2) 変更事業計画書（第 2 号様式）
- (3) 変更収支予算書（第 3 号様式）
- (4) 変更資金状況調べ（概算払を変更する場合）（第 4 号様式）

(5) その他市長が必要と認める書類

(変更等の承認決定)

第 8 条 市長は、変更の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更を承認するときは、変更承認書（第 8 号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業を完了した日から起算して 10 日以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに次に掲げる書類により、市長に報告しなければならない。

(1) 実績報告書（第 9 号様式）

(2) 収支決算書（第 3 号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第 10 条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書（第 10 号様式）により通知するものとする。

(請求)

第 11 条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して 14 日以内に請求書（第 11 号様式）を提出しなければならない。

2 市長が、概算払の承認をした場合には、概算払請求書（第 11 号様式）により補助金の交付を請求することができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成 28 年藤枝市告示第 79 号）

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

3 この告示は、公示の日から施行する。

(別表)

補助の対象	補助対象経費	補助額
・オーストラリアペンリス市又は韓国楊州市において行うこれらの都市の団体との都市交流促進事業	(1)報償費 (2)旅費 (3)需用費 (食糧費は除く) (4)役務費 (5)使用料及び賃借料	補助対象経費の3分の1以内で、藤枝市民1人につき20,000円とし、1団体200,000円を限度とする。 ただし、姉妹都市が主催する事業に参加する場合は、1団体につき300,000円を限度とする。
・沖縄県宮古島市、北海道恵庭市に旅行し、かつ、同市内に宿泊して行う同市内にある団体との都市交流促進事業		補助対象経費の3分の1以内で、藤枝市民1人につき20,000円とし、1団体200,000円を限度とする。
・石川県白山市、岐阜県恵那市、埼玉県深谷市、福岡県福岡市に旅行し、かつ、同市内に宿泊して行う同市内にある団体との都市交流促進事業		補助対象経費の3分の1以内で、藤枝市民1人につき15,000円とし、1団体200,000円を限度とする。
・市内の団体がオーストラリアペンリス市、韓国楊州市、石川県白山市、岐阜県恵那市、福岡県福岡市、埼玉県深谷市、沖縄県宮古島市、北海道恵庭市の団体、その他、富士山静岡空港を利用して藤枝市に来訪する団体と市内に宿泊して行う都市交流促進事業	(1)報償費 (2)需用費 (食糧費は除く) (3)役務費 (4)使用料及び賃借料	補助対象経費の3分の1以内で、200,000円を限度とする。

第 1 号様式（第 4 条関係）

藤 枝 市 都 市 交 流 促 進 事 業 費 補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日

藤 枝 市 長 宛

郵便番号

所 在 地

名 称

代表者名



年度において、藤枝市都市交流促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

- ・ 事業名
- ・ 金 額 円
- ・ 目 的

2 概算払の承認申請

- ・ 時 期
- ・ 金 額 円
- ・ 理 由

第2号様式（第4条、第7条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

事業名			
総事業費			
補助対象事業費		補助金額	
事業の概要	※詳細資料を添付すること		
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
利用路線			
連絡先	氏 名		
	電話番号		
	FAX 番号		
	E-mail		

備考 「事業の内容」欄には、事業の実施方法、実施場所等を具体的に記入してください。

第3号様式（第4条、第7条、第9条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

【收入】

科 目	金 額	内 訳
合 計		

【支出】

科 目	金 額	内 訳
合 計		

第 4 号様式（第 4 条、第 7 条関係）

資金状況調べ（変更）

区分 月別	収 入				支 出				差 引 残 高
				計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

（注） 未経過の月分については、見込額を計上して下さい。
当該事業のみの資金状況を記入して下さい。

第 5 号様式（第 4 条関係）

団 体 概 要

団 体 名			
所 在 地 (代表者連絡先)	所在地（住所）、電話番号		
代 表 者 氏 名			
活 動 目 的			
発 足 年 月 日	年 月 日	構 成 員 数	(年 月 日現在)
前 年 度 年 間 予 算	円	他の補助金、 助 成 金 の 有 無	有 (補助額 円、 補助金名、交付元) 無
活 動 概 要 (主たる事業)	本申請の事業に対する他の補助金、助成金の有無		

(注)

- 1 団体の構成員名簿を添付すること。
- 2 発足年月日が不明な場合は、分かる範囲で記入すること。

第 6 号様式（第 5 条関係）

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

・

年 月 日付け申請のあった 年度藤枝市都市交流促進事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 概算払の承認

- ・ 時 期
- ・ 金 額 円

3 条 件

藤枝市都市交流促進事業費補助金交付要綱を遵守すること

第 7 号様式（第 7 条関係）

藤枝市都市交流促進事業計画変更承認申請書

年 月 日

藤枝市長

宛

所 在 地

名 称

代表者名

・

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた藤枝市
都市交流促進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類
を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 補助金額の変更

- ・ 変 更 後 円
- ・ 変 更 前 円
- ・ 差 引 額 円

4 概算払の変更承認申請

- ・ 時 期
- ・ 金 額 円
- ・ 理 由

第 8 号様式（第 8 条関係）

藤枝市都市交流促進事業費補助金計画変更承認書

第 号
年 月 日

様

藤枝市長 .

年 月 日付け申請のあった 年度藤枝市都市交流促進事業費補助金の事業計画の変更については、次のとおり承認したので通知します。

1 承認の内容

2 補助金額の変更承認

- ・ 変 更 後 円
- ・ 変 更 前 円
- ・ 差 引 額 円

3 概算払の変更承認

- ・ 時 期
- ・ 金 額 円
- ・ 理 由

第 9 号様式（第 9 条関係）

実 績 報 告 書

年 月 日

藤枝市長

宛

所 在 地

名 称

代表者名

・

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた藤枝市都市交流促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類（事業の内容・参加人数・成果等がわかるもの）

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

補助金の交付について（確定）

年 月 日付け第 号により決定した 年度藤枝市都市
交流促進事業費補助金について、次のとおり確定します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

第 11 号様式（第 1 1 条関係）

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた藤枝市都市交流促進事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 宛

所在地

名称

代表者名

・

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号

ふりがな

口座名義